

UMLモデリング推進協議会 運用規定

V2 2003年度理事会 2003/11/18 改定

V3 2004年度理事会 2004/5/14 改定

V4 2006年度理事会 2006/5/19 改定

V5 2008年度理事会 2008/5/16 改定

V6 2009年度理事会 2009/5/21 改定

V7 2010年度理事会 2010/5/14 改定

1. 総則

(運用規定の主旨)

第1条 本法人の活動で定款に定められていない運用細則は原則として理事会にて決定する。各種の理事会決定事項について、その決定方針を明確にするため本運用規定を設ける。なお、定款に反する、或いは矛盾する運用規定を定めることは出来ない。

(追加変更)

第2条 運用規定は必要に応じ、理事会が適宜追加変更する。

(経営委員会の設置)

第3条 理事会は本法人の経営を円滑に遂行するために、経営委員会を設けることが出来る。経営委員会は理事会の委任を得て、本法人の経営に関する業務を執行する。

(2) 経営委員会の議長は、会長がこれにあたり、議長が経営委員会を召集する。

(3) 経営委員会は、委任状も含め、経営委員の過半数の出席をもって成立する。

(4) 経営委員会での議決は、委任状も含め、一般事項は出席者の1/2以上、重要事項は2/3以上をもってする。その場合、委任状は議長の判断とする。

(経営委員の選任等)

第4条 本法人の経営活動を積極的に支えることを約束できる正会員が経営委員の資格を有し、理事会が選任する。

また、経営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 経営委員は、下記のいずれかの場合退任するものとする。

1) 健康上の理由、所属する組織を退職あるいは異動等、本人都合による場合、

2) 本人または所属組織が正会員でなくなった場合、

経営委員会は、その場合速やかに補充の委員を指名するか否かを決定し、理事会に諮るものとする。

また、年間を通じて一回も経営委員会に出席しないなど著しく経営委員会の活動

に貢献しない委員は、再任しないものとする。

(委員会、運営委員会の設置)

第5条 経営委員会は、本法人の活動を遂行するために委員会を設けることができる。委員会の委員長は、経営委員会が選任する。

(2) 経営委員会は部会間の連携等、本法人の円滑な活動の遂行を図るために、運営委員会を設けることができる。運営委員会は経営委員会の委任を得て、本法人の技術的な運営に関する業務を執行する。

(3) 運営委員会の委員長は、経営委員会が選任し、委員長が運営委員会を召集する。

(4) 運営委員会は、委任状も含め、運営委員の過半数の出席をもって成立する。

(5) 運営委員会の議決は、委任状も含め、出席者の1/2以上をもってする。その場合、委任状は委員長の判断とする。

(運営委員の選任)

第6条 運営委員は部会、分科会、委員会の主査、副主査から経営委員会が選任する。また、運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 本法人の活動および事業に対して著しく貢献したと認められる個人を顧問とすることができる。顧問は、本法人の活動全般にわたり、指導・助言する。顧問の推薦は経営委員会が行い、理事会が承認するものとする。

2. 部会に関する運用規定

(部会の設立)

第8条 運営委員会は、各専門分野において技術開発や研究をするために、部会を設けることができる。

(2) 部会は会員が経営委員会に素案をもって、部会新設を提案し経営委員会の議決を得て設立する。経営委員会に提案する部会新設案には、主査、副主査候補と成果物とその期日等の活動計画が示されていなければならない。経営委員会は主査、副主査を含めて議決する。

(部会の解散)

第9条 部会等の解散は経営委員会の議決による。

(主査の交代・再任・解任)

第10条 部会の主査の交代、再任、解任は経営委員会にて承認する。

(2) 主査の任期は経営委員会での承認日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会のメンバー)

第11条 部会等は事務局に申込・登録された部会のメンバー(個人)からなる。また本法人の会員を部会メンバーとして登録できる。

(成果物)

第12条 部会の各成果物には次の状態がある。

- ① ワーキングドラフト(WD)
 - ② 部会ドラフト(TD)
 - ③ コンソーシアムドラフト(CD)
 - ④ パブリックリリース(PR)
2. 部会設立時の部会成果物素案はワーキングドラフト(WD)であり、部会内での審議・修正の期間、ワーキングドラフト(WD)の状態である。
 3. ワーキングドラフトは、主査の判断と部会メンバーの合意により部会ドラフト(TD)になる。部会ドラフトは、第三者の著作物の著作権を侵害していないことを明記した成果物作成者個人による署名入りチェックシートを添え、運営委員会に提出され、運営委員会の出席者の過半数の賛成をもってコンソーシアムドラフト(CD)となる。過半数の賛成が得られなければ、WDに戻る。
 4. CDは、経営委員会に提出され、経営委員会の出席者の過半数の賛成をもってパブリックリリース(PR)となる。過半数の賛成が得られなければ、CDに戻る。

(著作権表示)

第13条 成果物には著作権表示を行う。以下にサンプルを示す。

著作権

Copyright c 特定非営利活動法人 UML モデリング推進協議会 200x All rights reserved

Copyright c ABC 株式会社 200x All rights reserved

Copyright c XYZ 株式会社 200x All rights reserved

3. その他

(年会費及び期間)

第14条 本法人の年会費および入会金は、次のとおりとする。

(1) 正会員 個人 入会金 0円 年会費 100,000円

	団体	入会金	0円	年会費	300,000円
(2) 準会員	個人	入会金	0円	年会費	20,000円
	団体	入会金	0円	年会費	200,000円
(3) 賛助会員	団体	入会金	0円	年会費	300,000円
(4) 協賛会員		入会金	0円	年会費	0円
(5) 名誉会員		入会金	0円	年会費	0円

2. 期の途中で本法人に入会する会員の年会費の徴収については以下の通りとする。

- (1) 9月1日より1月末日の期間に入会する場合、年会費を1/2とする。
- (2) 2月1日より3月末日の期間に入会する場合、年会費は翌年度から徴収する。

(表彰規定)

第15条 本法人の活動および事業に対して著しく貢献したと認められる団体または個人に対して表彰を行う。その認定は、経営委員会で行うものとし、総会において表彰する。

(協賛、名誉会員の指定)

第16条 本法人の活動および事業に対して著しく貢献したと認められる団体または個人を協賛会員または名誉会員とすることができる。その推薦は経営委員会で行い、会長が承認するものとする。

以上